

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第5号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和53年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(受験願書)</p> <p>第2条 法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記第1号様式の受験願書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に撮影した縦<u>5センチメートル</u>、横<u>4センチメートル</u>で、脱帽、上半身、正面像のもの）</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">毒物劇物取扱者試験受験願書</p><p>毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（ ）を受けたいので関係書類を添えてお願いします。</p><p style="text-align: center;">年 月 日</p><p>本 籍（都道府県名）</p><p>住 所</p><p>氏 名</p><p>生年月日</p><p>佐賀県知事 様</p><div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><p>写 真</p></div><p style="text-align: center;">ちよう付</p></div>	<p>(受験願書)</p> <p>第2条 法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記第1号様式の受験願書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に撮影した縦<u>4センチメートル</u>、横<u>3センチメートル</u>で、脱帽、上半身、正面像のもの）</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">毒物劇物取扱者試験受験願書</p><p>毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（ ）を受けたいので関係書類を添えてお願いします。</p><p style="text-align: center;">年 月 日</p><p>本 籍（都道府県名）</p><p>住 所</p><p>氏 名</p><p>生年月日</p><p>佐賀県知事 様</p><div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><p>写 真</p></div><p style="text-align: center;">ちよう付</p></div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。